

伊藤 澄夫 伊藤製作所社長
中京大学特別栄誉客員教授

当社ではここ数年、商業高校と工業高校から希望通り各2名の採用が決まり、大卒は適時に採用ができています。少子化で採用難を案じていた中小企業の当社が、近年予定以上の採用ができていたことをありがたく思っています。

その採用に当たり、入社試験を行い、最終面接となる。終身雇用が今も定着している日本の中小企業では、入社すれば家族のような付き合いが始まることになり、そして将来適切な部署で活躍してもらうために必要な情報を得るため、受験者に質問を行うのだが、個人情報保護が言われ出したころを境に、「個人情報に触れないようにするため」と、大きく内容が制限されるようになった。

当社人事部にはその「制限」が当局から40程度示されている。【本籍と出生地・家族・住宅環境・家庭環境・人生観・思想・支持政党・尊敬する人物・愛読書・必要性のない健康診断】以下多数。このような規則を誰が作成したか知る由もないが、面接時の質問は本来、各企業が自己責任を持って進める

4年前、フィリピンの子会社に15年間の剰余金が貯まり、幹部社員が「株の値上がりが大変になるからそろそろ会社に株を返還したい」と申し出た。幹部社員の心掛けに感激し、株価を下げる意味で600%の配当を行ったところ社員が大変喜ばれた。全社員の配当金の明細を作成して税務署に届け、担当の税務職員から「かつてこのような事例は無かった」と、大変喜ばれ感謝された。

税務署の持つ権利は

さて、財産の毎年報告に長年温和に応じてきた私だが、今、二つの理由で気分を損ねている。

理由の一つ目。フィリピン子会社での私の現地の収入や配当は、長らくすべてを子会社に預けていた。フィリピン銀行の金利が高いため、子会社に私の預金を低金利で使ってもらったためだ。5年近く前、その3%程度に当たる200万ペソ（当時430万円）を初めて引き出したのだが、当局の関係者が「そのお金を何に使ったのか」と、私ではなく幹部社員に

べきものだろう。

規制内容は、良き人間関係を作る意味で逆効果であり、海外では信じられない規制だという。当社の採用試験ではこのような規則をほぼ守っていないが、何の問題もないばかりか、円満な人間関係が保たれているのだ。

高額所得者へは介入

そのような解せない個人情報保護を求める一方、高額所得者や成功者には個人情報などないに等しいようなひどい介入が当局から行われている。

私の周辺には多くの成功者がいる。成功者とは、国家や社会のために大きく貢献し、企業家であれば会社の発展と社員に貢献している者だ。国内外で複数の優良企業を経営し、講演会などの謝礼金、大学での授業に対する報酬など多額の収入を得ている者も多い。それらの者は平素並々ならぬ努力をしている。たしかに一世代前までは高収入を隠匿し脱税する者も多かったと聞くが、日本人の民度が上がってきた現在、そのような悪

聞いたのだ。もちろんこの預金は、現地と日本の税務署の双方に正しく納税を済ませている。それに対し疑いの目を向けて、社員に私の信用を落とすようなことをする権利が当局にあるのだろうか。

理由の二つ目。先月80歳を迎え、これから先、そう長生きはできまいと思つたことで、毎年個人資産のデータについて銀行や証券会社から資料を取り寄せることに憤りすら感じるようになったのだ。これでは自発的に納税義務を果たしてきた者に対し、「あなたが死んだ時、しっかりと相続税を納めてもらいますよ」と暗に言われているようなものではないか。

「このような個人情報の域を超えたことはやめた方が」と私一人が言っても取り上げられないだろう。よって、私は納税義務を果たしてきた国民の一人として信頼してもらえないようであれば、感謝してもらえないようであれば、積極的に寄付をする意思を固めた。

私は税法を熟知していると思つていたが、親族以外の者にも贈与

さをしてそうな者は極めて少数と思われるのだが――。

高額所得とはいくらからを言うのか知らないが、私は20年余り前より当局から財産明細の提示を求められている。国内外の預金や株式、不動産などすべての財産をだ。しかし私は社長になって35年余り、常に正しい決算と納税をし、当然税務署からのクレームや修正申告を受けた覚えはない。私が長年秘密の無い正しい経理処理をするのは、税務署というより社員の信頼を得るためだ。よって会社の経理や資料、購買などはすべて社員に任せている。その間、赤字の期は無かったし、平均以上に税を納めてきた。それは会社が強くなる大きな要素でもあった。

昨今の新型コロナによる政府の支出は半端ではない。企業にも莫大な補助金を支給していただいている。それに加え、このところ近隣諸国との兼ね合いで、敵基地攻撃など物騒な話で持ち切りだ。今まで以上の財政支出となると思われ、納税者も一層努力しなければならぬ環境下といえる。

が適用できることを知らなかった。例えば基礎控除の範囲内であれば、誰が贈与を受けても贈与税は発生しないという。

税を払うことが国民の義務であるとの考えに些かの変わりはないが、寄付や贈与を効果的に活用し、多くの皆さんに喜ばれることを残りの人生の生きがいにした。



いとう・すみお

1965年立命館大学経営学部を卒業後、伊藤製作所に入社。1986年同社代表取締役就任、現在に至る。順送り金型メーカーの老舗企業であり、国際競争力のある金型製造技術の確立に努め、無人化、高速化、精密化を追求したプレス加工で卓越した技術力を誇る。
(社)日本金型工業会・副会長・国際委員長を歴任。中京大学特別栄誉客員教授、国立ソウル科学技術大学校名譽教授、神戸大学非常勤講師などを務めて後進の育成に寄与。2017年4月「旭日単光章」、21年1月「紺綬褒章」受章。著書に『モノづくりこそニッポンの砦』『ニッポンのスゴい親父力経営』『日本製造業の後退は天下の一大事』がある。